

# 北海道文教大学学生表彰規程

(平成12年2月28日 程 第3号)

## (趣 旨)

**第1条** 北海道文教大学学則第37条の規定に基づく本学学生の表彰に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

## (表彰の基準)

**第2条** 次の各号の一に該当する者は、学長が教授会の議を経てこれを表彰する。

- (1) 全国大会・行事における課外活動で、顕著な成果を収めたと認められる団体又は個人
  - (2) その他本学行事に著しく貢献又は著しく高度な資格等を取得したと学生委員会が認めた団体又は個人
  - (3) 前2号の規定にかかわらず、学長が特に表彰に値すると認めるもの
- 2 本学における学業の成果が特に顕著であると認められる者を学長賞として顕彰する。

## (表彰の推薦)

**第3条** 本学専任教員は前条第1項第1号及び第2号の表彰に該当すると認められる者があった場合は、別紙様式の「北海道文教大学学生表彰推薦書」により、学長に推薦できる。

- 2 推薦の対象期間は毎年1月1日から12月31日とする。
- 3 推薦書の提出期限は翌年1月31日までとする。

## (表彰の審議)

**第4条** 表彰の審議は、学生委員会で行うものとする。

## (表彰の時期)

**第5条** 第2条に規定する表彰は、推薦対象期間の翌年3月に行う。

## (表彰状の授与)

**第6条** 学長は、第2条の規定による表彰を決定したときは、表彰状を授与する。

- 2 学長は、表彰状の授与にあわせて記念品を贈呈することができる。

## (表彰の調整)

**第7条** 表彰に関する総括的調整は学生委員会が行う。

## (事務)

**第8条** この規程に関する事務は、学務部学生課が行う。

## (改廃)

**第9条** この規程の改廃は、学生委員会の議を経て、教授会が行う。

## 附 則

1. この規程は、平成12年2月28日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
2. 平成11年度に限り、4月1日から3月31日までに該当する者(団体含む)がある場合、3月末日までに推薦、4月に表彰する。

## 附 則

この規程は、平成24年1月1日より施行する。